

令和元年台風第 19 号の被災者で長野市国民健康保険に加入の皆様へ 被災後に病院・薬局等に支払った自己負担額を還付します

長野市国民健康保険加入期間において、令和元年 10 月 12 日以降に病院・薬局等の医療機関を受診し、自己負担額（一部負担金）を支払われた方は、申請により、支払った金額を還付します。還付の対象となるのは、令和元年台風第 19 号の被災者で、下記の①から⑤のいずれかに該当する方です。

【自己負担額が免除となる方】

- ① 住家が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

上記【一部負担金免除となる方】の②、③、④、⑤に該当する方の申請については、市役所国民健康保険課までお問い合わせください。

【還付の対象となる医療費】

- ・令和元年 10 月 12 日以降に医療機関で支払った自己負担額（一部負担金）

【還付の対象とならないもの】

- ・入院時の食事療養費、生活療養に係る標準負担額、柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術に係る自己負担額（一部負担金）及びコルセットなどの補装具代、その他保険診療外の費用（差額ベット代等）

【申請書作成に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証・印鑑（世帯主の認印）
- ・医療費の領収書
(領収書は確認後にお返しいたしますので原本をご用意ください。また、紛失や確定申告で提出したなど、領収書がない場合は、医療機関より支払済み証明書(有料)を発行していただくようお願いいたします)
- ・通帳など普通預金口座がわかるもの（口座振込になります）

【還付の時期】

- ・還付申請受付後、令和 2 年 1 月下旬から順次還付をします。

【受付場所】

- ・長野市役所国民健康保険課（第一庁舎 2 階）及び各支所（長沼支所を除く）

〇お問い合わせは **長野市保健福祉部国民健康保険課給付担当**まで

電話 026-224-7225（直通） F A X 026-224-5101

※後期高齢者医療保険、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合等にご加入の方はそれぞれの保険者へお問い合わせください。